

学校保健安全法について

幼稚園は学校保健安全法に準じ、感染症対応をします。第一種～第三種の感染症の出席停止期間については、感染症により停止期間や提出書類が異なるため園にお問い合わせください。

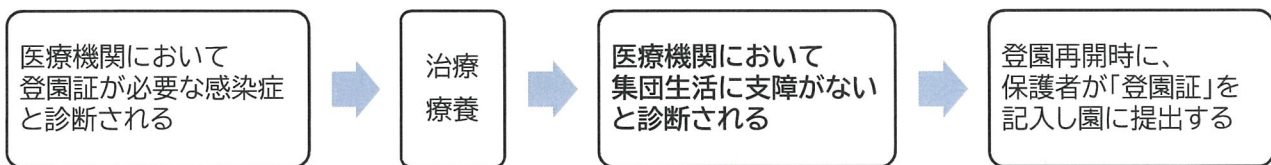
【学校感染症種類（第18条）】

第一種の 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1及びH7N9であるものに限る） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種の 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、 百日咳 、 麻疹 、 流行性耳下腺炎 、 風しん 、 水痘 、 咽頭結膜熱 、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）、結核及び 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の 感染症	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎 、 急性出血性結膜炎 その他の感染症

(1) 登園証が必要な感染症

登園証が必要な病気は、上記の【学校感染症種類】の中の枠で囲ったものになります。

(2) 診断されてから登園再開するまでの流れ



必ず医療機関にて受診し診断を受け、
登園停止解除日を医師に確認してください。